

## 消費者教育実践事例集

第 61 回

成年年齢引き下げを背景に契約について学ぶ  
— 弁護士との協同による授業開発 —

田中 見佳 Tanaka Mika 愛知県立知立高等学校教諭

現代社会を主に担当し、消費者教育のほかに主権者教育や人権教育など主題学習の実践を重ねる中で、思考力育成の手法を探求している。

## 現代社会の授業における実践

民法改正で、2022年4月より成年年齢が18歳に引き下げられることから、18歳・19歳で消費者被害が拡大することが懸念されています。そのため、高校での消費者教育は喫緊の課題となっています。しかし、消費者被害は、時代・世代・性別により異なり、変化が早く、次々と新たな手法が登場するため、悪質商法の対処法を学ぶだけでは不十分と言えます。そこで、本校では現代社会の授業で消費者問題の核となる「契約」をテーマとした公民科の視点からの消費者教育を構想しました。

## 授業のねらい

授業の計画に当たり、事前アンケートで、契約と約束の違いを本校生徒に記述させました。その記述内容をみると、契約は約束とは異なり、「法的な拘束力がある」と認識できていたものの、大多数の生徒は、契約が成立するための要件やどのような権利・義務関係が発生するのか、取消しや中途解約など、細かな内容までは理解できていませんでした。

その実態を踏まえ、本実践のねらいを、「契約の意義や消費者契約法・特定商取引法等の消費者法を理解し、実際に起こり得る消費者被害について、習得した知識をもとに思考・判断し、課題を解決できる能力を身につけさせること」と設定しました。

## 弁護士との協同

今回は、「契約」について学ぶことを中心としたので、法律の専門家である弁護士と協同して授業開発をしました。それに当たり、愛知県

県民生活課が実施する、消費者市民教育の専門家（講師）を無料で派遣する「あいち消費者市民講座」を利用し、2名の弁護士が本校に派遣されました。協同したのは、次の2点です。

## 1. 主題学習で生徒が取り組む課題の作成

本授業では、与えられた主題（テーマ）にグループワークで取り合わせるため、架空請求、デート商法、ネット通販による定期購入、マルチ商法など若者に多い悪質商法の事例に関する課題10問を弁護士と協同して作成しました。ここでは、対処法を考えさせるのではなく、「契約」が成立しているのか否かを判断させ、契約が成立していれば、消費者は代金の支払い義務があるのか否か、取消しや中途解約、クーリング・オフができるのか否かなどについて考えさせるようにしました。また、課題を通じてより多くの事例を学べるようにグループごとに異なる課題を担当させるようにしました\*。

課題作成の工夫として、生徒はフリマアプリを利用し、売買する機会があることから、売側の視点からの要素を入れた課題も作成しました。そのほか、将来、クレジットカードを利用する機会が増加すると考えられるため、課題にクレジットカードによる支払い場面を入れ、三者間取引について学べるようにしました。

## 2. 課題解説の場面での弁護士の授業参加

専門的な立場から課題解説をしてもらうことにより、契約に関する理解をよりいっそう深め、効果的なものとなるようにしました。

## 紙芝居の作成で理解を深める

第2学年の3クラス（普通科・文系）で10時限にわたる授業を行いました。

\* 消費生活情報あいち暮らしWEB 消費者教育研究校（モデル校）の取組「県立知立高等学校（公民科）」参照。  
<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/education/pdf/29chiryu.pdf>

写真1 作成したストーリーの絵と2つの選択肢（英会話レッスンの中途解約）



### 1. 第1～3時限：知識の習得

消費者主権、消費者問題の歴史、消費者法、消費者行政など「消費者に関する問題」と契約の法的意義や効果、未成年者取消権、クーリング・オフについて教科書等を中心に学習しました。

### 2. 第4～8時限：

#### 習得した知識の活用（主題学習）

【第4時限】『消費生活年報2017』（国民生活センター）に掲載されたデータから、消費者被害の動向や特徴を把握し、次に、今後、取り組むグループワークの説明をしました。グループワークは次の手順で行いました。

#### 〈手順〉

【第5・6時限】自分のグループに与えられた課題について、個人で答えを考え、それをもとに、グループ（1グループ4名程度）で話し合い、正解および不正解の選択肢を作る。次に、KP法（紙芝居プレゼンテーション法）を使って発表できるように、課題のストーリーの絵（8枚前後）と2つの選択肢（1つの選択肢につき2枚）をA3用紙に描く（写真1）。

【第7・8時限】1グループ3分でストーリーと2つの選択肢を発表する（写真2）。発表を聞いた生徒は、正しいと思う選択肢のほうに挙手をする。そして、弁護士（第8時限は筆者）が正解を発表し、解説を行う。

指導上の工夫として、グループワークを充実させるために、まずは個人で課題の解答を考えさせました。また、KP法を用いることにより必然的にグループのメンバー全員が話し合いに参加できる状況を作りました。

写真2 発表のようす



### 3. 第9・10時限：まとめ（学習の振り返り）

成年年齢引き下げに関する新聞記事や資料集を使い、成年年齢引き下げで、どのような影響や課題があるのか考えさせました。最後に、「社会への扉」（消費者庁作成教材）を活用し、契約について学んだ内容を振り返りました。

#### おわりに



授業後の生徒の感想として、「学んだことを活用して、クイズ形式で問題を解いたことは、楽しく学べて、記憶に残りました」「契約について学んだことで、政治についての興味も湧きました」「少しでも間違った選択をしたら大きなリスクを背負うことになることに気づきました」等の記述がありました。

しかし、2時間ではすべてのグループが発表することができず、また発表を聞いている生徒が正解を考える時間が十分に確保できませんでした。今回の反省を踏まえ、これからも消費者教育を発展的に継続していきたいです。